

疑義解釈（その 3）

【咬合調整】

問1 令和4年3月31日以前に旧歯科点数表における区分番号「I 0 0 0 - 2」咬合調整の留意事項通知（1）のイからホまでのいずれかに該当し、当該処置を算定していた患者について、同年4月1日以降に引き続き当該処置を算定する場合は、どのように考えればよいか。

（答） 令和4年3月31日以前の算定状況にかかわらず、同年4月1日以降は、改めて改定後の留意事項通知（1）のイからホまでに応じて算定してよい。

～ 医科から抜粋 疑義解釈（その1） ～

【電子的保健医療情報活用加算】

問34 区分番号「A 0 0 0」初診料の注14等に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準において、「電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること」とあるが、光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合であっても、当該基準を満たすか。

（答） 光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っている場合は、当該基準を満たさない。

【摂食嚥下機能回復体制加算】

問205 区分番号「H 0 0 4」の注3の「イ」摂食嚥下機能回復体制加算1について、経口摂取回復率に係る「栄養方法が経口摂取のみである状態に回復した患者」とは、どのような患者を指すのか。

（答） 1か月以上栄養方法が経口摂取のみである患者を指す。

問 206 区分番号「H 0 0 4」の注 3 の「イ」摂食嚥下機能回復体制加算 1 及び「ロ」摂食嚥下機能回復体制加算 2 について、摂食嚥下支援チームを構成する必要な職種として示されていない職種（薬剤師、理学療法士、作業療法士等）の参加については、どのように考えればよいか。

（答） 必要に応じて参加すること。

問 207 区分番号「H 0 0 4」の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算について、内視鏡下機能検査又は嚥下造影の実施については、当該保険医療機関における実施だけでなく、連携する他の保険医療機関における実施も含まれるか。

（答） 含まれる。

問 208 区分番号「H 0 0 4」の注 3 の「イ」摂食嚥下機能回復体制加算 1 及び「ロ」摂食嚥下機能回復体制加算 2 の施設基準において求める看護師の「摂食嚥下障害看護に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答） 現時点では、日本看護協会の認定看護教育課程「摂食嚥下障害看護※」又は「脳卒中看護※」が該当する。

※ 平成30年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。

【リフィル処方】

問 254 処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、処方箋を分ける必要があるか。

（答） 処方箋を分ける必要がある。

問 255 処方箋の交付について、リフィル処方により 2 種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の 1 回の使用による投薬期間が異なる場合又はリフィル処方箋の使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要があるか。

（答） 処方箋を分ける必要がある。